

大規模行為の流れ

大規模行為を行う者は計画、設計段階において、大規模行為景観づくり基準に適合させるよう努め、行為着手の30日前までに行為の内容を市に届出なくてはなりません。

市は届出の内容を審査し、必要に応じて指導又は助言をしていきます。指導に従わない場合、景観づくりの推進に支障があると認めるときは郡山市景観づくり審議会の意見を聴いた上で文章で勧告し、勧告に従わないときには勧告の内容を公表します。

また、大規模特定行為に該当する場合は、できるだけ早い段階で基準に適合するかを判断するため、届出をする前に協議しなくてはなりません。

